

グリーン購入推進手順書

1 目的

この手順書は、彦根市の環境保全活動に資するため、グリーン購入の推進を目標とし、彦根市役所全職員が率先実行するために定める。

2 適用の範囲

彦根市環境管理マニュアル（平成14年（2002年4月16日制定。以下「マニュアル」という。）「2 適用範囲」に定める適用範囲に同じ。

3 グリーン購入の記録

各所属において、次項に定める特定調達品目に該当する物品を購入する場合は、グリーン購入調査票（別記様式）により記録する。

4 特定調達品目と判断基準等

① 紙類

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク認定品(NO.106,107,108)は、グリーン購入法に適合しています。

品目	判断基準
コピー用紙	<ul style="list-style-type: none">・総合評価値が80以上・バージンパルプの合法性の担保・製品に総合評価値およびその内訳（指標項目ごとの、指標値または加算値、および評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。
塗工されていない印刷用紙（非塗工印刷用紙） 塗工されている印刷用紙（塗工印刷用紙（アート紙、コート紙、軽量コート紙等）、微塗工印刷用紙等）	<ul style="list-style-type: none">・総合評価値が80以上・原料の持続可能性の担保（古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ、その他の持続可能性を目指したパルプ 以外の原料の不使用）・バージンパルプの合法性の担保・総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供
フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙	<ul style="list-style-type: none">・古紙パルプ配合率70%以上・白色度70%程度以下（フォーム用紙）・バージンパルプの合法性の担保・塗工量が両面で12/m²以下（フォーム用紙）

	・塗工量が両面で 20/m ² 以下、片面 12 g/m ² 以下（インクジェットカラープリンター用塗工紙）
トイレットペーパー ティッシュペーパー	・古紙パルプ配合率 100%

② 文具類

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク認定品(No.112)は、グリーン購入法に適合しています。

判断基準

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ・文具類共通基準*または個別基準を満たすこと。
*主要材料に木質または紙が含まれる場合（古紙パルプ配合率 100%品を除く）は、合法性の確認が必要
- ・エコマーク認定基準を満たすことまたは同等のものであること。
文具類において個別基準を定めている場合は、共通基準に代えて個別基準を適用する。共通基準または個別基準を満たすよう定められている品目もある。

※文具類共通基準

【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】

- ・プラスチック重量比で再生プラスチック配合率 40%以上（ポストコンシューマ材料は 20%以上）またはバイオマスプラスチックを使用

【金属を除く主要材料が木質の場合】

- ・間伐材、端材等の再生資源または合法材の使用

【金属を除く主要材料が紙の場合】

- ・古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 50%以上
- ・バージンパルプの合法性の担保

【大部分の材料が金属類の場合】

- ・原材料使用量の削減および部品等の軽量化・減量化
- ・異種材料間の易分解性（安全性の観点から必要性のある部品を除く）

【共通基準が適用される品目】

アルバム（台紙を含む。）	印章セット	印箱	絵の具
鉛筆	鉛筆削（手動）	OA クリーナー（液タイプ）	
回転ゴム印	鍵かけ（フックを含む）	カッターナイフ	カッティングマット
紙めくりクリーム	缶・ボトルつぶし機（手動）		カードケース
額縁	クリップケース	消しゴム	公印
黒板拭き	ゴム印	シャープペンシル	シャープペンシル替芯
事務用修正具（液状）		定規	
ステープラー（10号つづり針使用ハンディタイプ以外）			

ステープラー針リムーバー	製本テープ	テープカッター
デスクマット	トレー	名札（衣服取付型・首下げ型）
名札（机上用）	のり（液状、固形、澱粉のり（補充用を含む。））	のり（テープ）
はさみ	パンチ（手動）	パンチラベル
ファイル（プラ製、木製）	付箋フィルム	ファイリング用品
ホワイトボード用レーザー	墨汁	ペンスタンド
マグネット（玉、バー）	丸刃式紙裁断機	マーキングペン
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	レターケース	

【個別基準が適用される品目】

品目	判断基準（個別基準）
OA フィルター（枠あり）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通基準を満たすこと、またはバイオマスプラスチックの使用 ・ 枠部は再生プラスチックが枠部全体重量比 50%以上使用
OHP フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生プラスチック配合率 30%以上 ・ 再生プラスチック配合率 30%以上またはバイオマスプラスチックの使用（インクジェット用の場合）
インデックス、 絵筆、 OA クリーナー（ウエットタイプ）、 グラウンド用白線、 ごみ箱、 朱肉、 事務用修正具（テープ）、 スタンプ台、 ステープラー（10号つづり針使用ハンディタイプ）、 タックラベル、 つづりひも、 バインダー（紙製）、 ファイル（紙製）、 付箋紙、 ブックスタンド、 メディアケース、 リサイクルボックス、 連射式クリップ（本体）	<p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生プラスチック配合率 70%以上またはバイオマスプラスチックの使用（ポストコンシューマ材料は 35%以上） ※いずれもプラスチック重量比 *ステープラー（汎用型）は機構部分を除くプラスチック重量比 ・ 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 70%以上 *メディアケースについては、スリムタイプも可 *グラウンド用白線については、再生材料が 70%以上
起案用紙、 けい紙、 ノート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要材料が紙の場合、古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 70%以上

クラフトテープ、 事務用封筒（紙製）、 両面粘着紙テープ	<ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 40%以上
梱包用バンド	<p>【主要材料が下記のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率 100% ポストコンシューマプラスチックが 25%以上 <p>※PET ボトルリサイクル品は除く</p>
ダストブロワー	<ul style="list-style-type: none"> 噴射剤にフロン類が使用されていないこと
チョーク	<ul style="list-style-type: none"> 再生材料 10%以上
テープ印字機等用カセット	<ul style="list-style-type: none"> 文具類共通の判断を満たすまたは次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> 消耗品が交換できることの表示 5 回以上繰り返し使用可能 使用済み製品の回収システムの保有 使用済み製品の部品の再資源化率 95%以上
テープ印字機等用テープ	<ul style="list-style-type: none"> 文具類共通の判断を満たすまたは次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> テープ基材（ラミネート層を除くことができる）は、再生プラスチック配合率 40%以上またはバイオマスプラスチックの使用
ボールペン	<ul style="list-style-type: none"> 共通基準に加え、芯が交換できること。
窓付き封筒（紙製）	<ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率 40%以上（窓部分は非適用） 窓部分のプラスチックフィルムについては、再生プラスチックまたはバイオマスプラスチックの使用



③ オフィス家具

<p>参考となる環境ラベル等</p> <p>エコマーク</p>  <p>*エコマーク(No.130)認定品は、グリーン購入法に適合しています。</p>	<p>JOIFA グリーンマーク</p>  <p>*JOIFA グリーンマーク製品は、グリーン購入法に適合しています。</p>
--	---

品目	判断基準
椅子（特殊なものを除く） 傘立て 掲示板 黒板 個室ブース コートハンガー 収納用什器（棚以外） 棚 机 ディスプレイスタンド ホワイトボード ローパーティション	<p>【オフィス家具等 12 品目共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要材料ごとに定められた判断の基準を満たすまたはエコマーク認定基準もしくは同等の基準を満たすこと。保守部品または消耗品が製造終了後5年以上の要件については、主要材料の種類を問わず全品目に適用。 <p><u>1-1 大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち収納庫・棚</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚板の機能重量が 0.1 以下（棚板のあるもの） ・単一素材分解可能率が 90%以上 ・リデュース、リサイクルに配慮された設計 <p><u>1-2 大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち、棚板のないものおよびディスプレイスタンド</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一素材分解可能率が 90%以上 ・リデュース、リサイクルに配慮された設計 <p><u>2. 主要材料がプラスチックのもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチックがプラスチック重量比 10%以上またはバイオマスプラスチックが 25%以上かつバイオベースポリマー含有率が 10%以上 <p><u>3. 主要材料が木材のもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材、端材等の再生資源または合法材 ※間伐材に係る合法性確認の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。 ・ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02mg/m²h 以下 <p><u>4. 主要材料が紙のもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率 50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保

④画像機器等

④ー1 コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ

<p>参考となる環境ラベル等 エコマーク</p>  <p>*エコマーク(No.155)認定品は、グリーン購入法に適合しています。</p>	<p>国際エネルギースタートプログラム(エネスタ)</p>  <p>*国際エネルギープログラムの画像機器(Ver.3.0)適合機種は、グリーン購入法の消費電力に係る判断の基準を満たしています。(コピー機、リユース機、プロ用機器は、Ver.2.0 を適用)</p>
---	---

品目	判断基準
コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	<p>共通基準を満たすことに加えて、品目ごとの個別基準を満たすこと。</p> <p>【共通基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ・製品の回収・リサイクルシステムの保有等 ・少なくとも 25g を超える再生プラスチック部品または再使用プラスチック部品の使用（資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用） ・紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 <p>【個別基準】</p> <p>○複合機 国際エネルギースタープログラム適合（Ver. 3.0） ※リユースに配慮した複合機およびプロ用複合機については、経過措置適用により Ver. 2.0 を満たすことにより。</p> <p>○コピー機・拡張性のあるデジタルコピー機 国際エネルギースタープログラム適合（Ver. 2.0）</p>
プリンタ プリンタ複合機	<p>次の 1～6 の要件を満たすまたは 7 の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際エネルギースタープログラム適合（Ver. 3.0） 2. 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 3. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 4. 少なくとも部品の一つへの再生プラスチックまたは再使用プラスチック部品の使用 5. ポストコンシューマプラスチック部品または再使用プラスチック部品を 5g 以上使用 6. ポストコンシューマプラスチック部品または再使用プラスチック部品をプラスチック重量の 1% 以上使用 7. エコマーク認定基準を満たすことまたは同等のものであること <p>※4～6 のプラスチックに係る項目はインパクト方式の機器には非適用</p>
ファクシミリ	<p>次の 1～3 の要件を満たすまたは 4 の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際エネルギースタープログラム適合（Ver. 2.0） 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 3. 少なくとも部品の一つへの再生プラスチックまたは再使用プラスチック部品の使用 4. エコマーク認定基準を満たすことまたは同等のものであること

スキャナ	<p>次の1~3の要件を満たすまたは4の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際エネルギースタープログラム適合 (Ver. 3.0) 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 3. 少なくとも部品の一つへの再生プラスチックまたは再使用プラスチック部品の使用 4. エコマーク認定基準を満たすことまたは同等のものであること
------	---

④-2 プロジェクタ

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.145)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

品目	判断基準																																								
プロジェクタ	<p>次の1または2のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 製品本体の重量が、下記の基準値以下であること。 <table border="1" data-bbox="587 1003 1401 1196"> <thead> <tr> <th>光源</th> <th>タイプ</th> <th>5000lm 未満(単位:kg)</th> <th>5000lm 以上(単位:kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">固体光源以外</td> <td>一般品</td> <td>0.0012×lm×1.0×1.0</td> <td>0.0030×lm×1.0×1.0</td> </tr> <tr> <td>短焦点</td> <td>0.0012×lm×1.2×1.0</td> <td>0.0030×lm×1.2×1.0</td> </tr> <tr> <td>超短焦点</td> <td>0.0012×lm×1.5×1.0</td> <td>0.0030×lm×1.5×1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固体光源</td> <td>一般品</td> <td>0.0012×lm×1.0×2.0</td> <td>0.0030×lm×1.0×2.0</td> </tr> <tr> <td>短焦点</td> <td>0.0012×lm×1.2×2.0</td> <td>0.0030×lm×1.2×2.0</td> </tr> <tr> <td>超短焦点</td> <td>0.0012×lm×1.5×2.0</td> <td>0.0030×lm×1.5×2.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> イ. 消費電力が、下記の基準値以下であること。 <table border="1" data-bbox="587 1283 1406 1514"> <thead> <tr> <th colspan="2">【固体光源以外(単位:W)】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般品</td> <td>0.070×lm×1.0×1.0+85</td> </tr> <tr> <td>短焦点</td> <td>0.070×lm×1.1×1.0+85</td> </tr> <tr> <td>超短焦点</td> <td>0.070×lm×1.2×1.0+85</td> </tr> <tr> <th colspan="2">【固体光源(LED、レーザー等)(単位:W)】</th> </tr> <tr> <td>一般品</td> <td>0.070×lm×1.0×1.5+85</td> </tr> <tr> <td>短焦点</td> <td>0.070×lm×1.1×1.5+85</td> </tr> <tr> <td>超短焦点</td> <td>0.070×lm×1.2×1.5+85</td> </tr> </tbody> </table> <p>※φ=lm(ルーメン)、α、βは係数</p> <ul style="list-style-type: none"> ウ. 待機時消費電力が0.4W以下であること(ネットワーク待機時は適用外) エ. 光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起および適切な廃棄方法等に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプまたは製品を回収する仕組みがあること。 オ. 保守部品または消耗品の供給期間は、製品製造終了後5年以上であること。 カ. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり含有情報が公表されていること。 2. エコマーク認定基準を満たすこと、または同等のもので 	光源	タイプ	5000lm 未満(単位:kg)	5000lm 以上(単位:kg)	固体光源以外	一般品	0.0012×lm×1.0×1.0	0.0030×lm×1.0×1.0	短焦点	0.0012×lm×1.2×1.0	0.0030×lm×1.2×1.0	超短焦点	0.0012×lm×1.5×1.0	0.0030×lm×1.5×1.0	固体光源	一般品	0.0012×lm×1.0×2.0	0.0030×lm×1.0×2.0	短焦点	0.0012×lm×1.2×2.0	0.0030×lm×1.2×2.0	超短焦点	0.0012×lm×1.5×2.0	0.0030×lm×1.5×2.0	【固体光源以外(単位:W)】		一般品	0.070×lm×1.0×1.0+85	短焦点	0.070×lm×1.1×1.0+85	超短焦点	0.070×lm×1.2×1.0+85	【固体光源(LED、レーザー等)(単位:W)】		一般品	0.070×lm×1.0×1.5+85	短焦点	0.070×lm×1.1×1.5+85	超短焦点	0.070×lm×1.2×1.5+85
光源	タイプ	5000lm 未満(単位:kg)	5000lm 以上(単位:kg)																																						
固体光源以外	一般品	0.0012×lm×1.0×1.0	0.0030×lm×1.0×1.0																																						
	短焦点	0.0012×lm×1.2×1.0	0.0030×lm×1.2×1.0																																						
	超短焦点	0.0012×lm×1.5×1.0	0.0030×lm×1.5×1.0																																						
固体光源	一般品	0.0012×lm×1.0×2.0	0.0030×lm×1.0×2.0																																						
	短焦点	0.0012×lm×1.2×2.0	0.0030×lm×1.2×2.0																																						
	超短焦点	0.0012×lm×1.5×2.0	0.0030×lm×1.5×2.0																																						
【固体光源以外(単位:W)】																																									
一般品	0.070×lm×1.0×1.0+85																																								
短焦点	0.070×lm×1.1×1.0+85																																								
超短焦点	0.070×lm×1.2×1.0+85																																								
【固体光源(LED、レーザー等)(単位:W)】																																									
一般品	0.070×lm×1.0×1.5+85																																								
短焦点	0.070×lm×1.1×1.5+85																																								
超短焦点	0.070×lm×1.2×1.5+85																																								

	あること。
--	-------

④ー3 トナーカートリッジ、インクカートリッジ

参考となる環境ラベル等:エコマーク















*エコマーク(No132,142)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

品目	判断基準
トナーカートリッジ インクカートリッジ	<p>以下の1または2のいずれかを満たすこと。</p> <p>1. 以下のア～キの基準を満たすこと。</p> <p>ア. 使用済カートリッジの回収システムがあること。</p> <p>イ. 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が下記の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トナーカートリッジ：50%以上 ・インクカートリッジ：25%以上 <p>ウ. 回収部品の再資源化率が95%以上であること。</p> <p>エ. 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等した上で適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>オ. トナーまたはインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>カ. 特定調達物品の使用が可能であること。</p> <p>キ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレンおよびその化合物を含まないこと（トナーカートリッジに適用）。</p> <p>2. エコマーク認定基準を満たすこと、または同等のものであること。</p>





⑤ 電子計算機等

⑤ー1 電子計算機

参考となる環境ラベル等		
エコマーク		*エコマーク(No.119)認定品は、グリーン購入法に適合しています。
国際エネルギー星プログラム(エネスタ)		*電子計算機(クライアント型)については、国際エネルギー星プログラムのコンピュータ Ver.8.0 以上に適合する機種は、電子計算機の消費電力に係る判断の基準を満たしています。
省エネラベリング制度		*電子計算機(サーバ型、クライアント型)については、省エネラベルの緑色のマークの製品は、消費電力に係る判断の基準を満たしています。

品目	判断基準												
電子計算機	<p>1. エネルギー消費効率が、下記を満たすこと。</p> <p>【サーバ型電子計算機】 省エネ法トップランナー基準を満たすこと (100%以上達成)</p> <p>【クライアント型電子計算機】 下記のいずれかを満たすこと。 ア. 省エネ法トップランナー基準を満たすこと (100%以上達成) イ. 国際エネルギースタープログラム (Ver. 8.0 以上) の基準を満たすこと</p> <table border="1" data-bbox="592 667 1409 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="592 667 700 741">区分</th> <th data-bbox="700 667 986 741">対象</th> <th data-bbox="986 667 1203 741">エネルギー消費効率基準値 (省エネ法)</th> <th data-bbox="1203 667 1409 741">エネルギー消費効率基準値 (エネスタ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="592 741 700 880">サーバ型</td> <td data-bbox="700 741 986 880">ネットワークを介してサービス等を提供するために設計されたもの</td> <td data-bbox="986 741 1203 880">表1 </td> <td data-bbox="1203 741 1409 880">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 880 700 1070">クライアント型</td> <td data-bbox="700 880 986 1070">サーバ型以外のもの 【デスクトップ、ノートブック、省スペース型デスクトップ、ネットブック等】</td> <td data-bbox="986 880 1203 1070">表2 </td> <td data-bbox="1203 880 1409 1070"> Ver.8.0 以上 基本方針の表は 3-13-8 に対応</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表 1 及び表 2 は、基本方針の「電子計算機」の表番号を指します。</p> <p>2. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公開されていること。</p> <p>3. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること（一般行政事務用ノート PC に適用）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内蔵モデム、CD/DVD、BD ドライブ等は非搭載（カスタマイズ可能）であること。 ・USB インターフェースが 2 つ以上あること。 ・赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等は装備されていないこと。 <p>4. 少なくとも筐体または部品の一つに、再生プラスチックまたはバイオマスプラスチックが使用されていること（プラスチックが使用される場合に適用）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体機器に付属する AC アダプタ等を含む。サーバ型電子計算機には適用しない。 	区分	対象	エネルギー消費効率基準値 (省エネ法)	エネルギー消費効率基準値 (エネスタ)	サーバ型	ネットワークを介してサービス等を提供するために設計されたもの	表1 	-	クライアント型	サーバ型以外のもの 【デスクトップ、ノートブック、省スペース型デスクトップ、ネットブック等】	表2 	 Ver.8.0 以上 基本方針の表は 3-13-8 に対応
区分	対象	エネルギー消費効率基準値 (省エネ法)	エネルギー消費効率基準値 (エネスタ)										
サーバ型	ネットワークを介してサービス等を提供するために設計されたもの	表1 	-										
クライアント型	サーバ型以外のもの 【デスクトップ、ノートブック、省スペース型デスクトップ、ネットブック等】	表2 	 Ver.8.0 以上 基本方針の表は 3-13-8 に対応										

⑤ー2 磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア

品目	判断基準																																	
<p>磁気ディスク装置</p>   <p>省エネラベリング制度</p>	<p>1. 省エネ法に基づくエネルギー消費効率が下記の区分ごとの達成率基準値を満たすこと</p> <p>*省エネラベル緑色のものは、消費電力に係る判断の基準を満たしています。</p> <p>*磁気ディスク装置1台当たりのディスクドライブ搭載が12台以上のものは、基準を緩和しています。</p> <table border="1" data-bbox="587 510 1407 1249"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">基準エネルギー消費効率又は算定式</th> <th rowspan="2">トップランナー基準達成率</th> </tr> <tr> <th>ディスクドライブ搭載数</th> <th>外形寸法</th> <th>ディスク枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1台</td> <td rowspan="3">-</td> <td>1枚</td> <td>$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>2枚又は3枚</td> <td>$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>4枚以上</td> <td>$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>2台以上11台以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12台以上</td> <td>3.5型を含む構成</td> <td>-</td> <td>0.00213</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>2.5型のみ構成</td> <td>-</td> <td>$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	区分			基準エネルギー消費効率又は算定式	トップランナー基準達成率	ディスクドライブ搭載数	外形寸法	ディスク枚数	1台	-	1枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$	100%	2枚又は3枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$	100%	4枚以上	$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$	100%	2台以上11台以下	-	-	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$	100%	12台以上	3.5型を含む構成	-	0.00213	80%	2.5型のみ構成	-	$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$	50%
区分			基準エネルギー消費効率又は算定式	トップランナー基準達成率																														
ディスクドライブ搭載数	外形寸法	ディスク枚数																																
1台	-	1枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$	100%																														
		2枚又は3枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$	100%																														
		4枚以上	$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$	100%																														
2台以上11台以下	-	-	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$	100%																														
12台以上	3.5型を含む構成	-	0.00213	80%																														
	2.5型のみ構成	-	$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$	50%																														
<p>ディスプレイ</p> 	<p>1. 国際エネルギースタープログラム基準適合 (Ver. 8.0)</p> <p>*国際エネルギースタープログラム基準適合機種は、消費電力に係る判断の基準を満たしています。</p> <p>2. 特定の化学物質が含有率基準値以下かつ、含有情報の公表</p> <p>3. 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に復帰</p> <p>*エコマーク認定品 (No. 119) は、グリーン購入法に適合しています。</p>																																	
<p>記録用メディア</p> 	<p>次のいずれかを満たすこと</p> <p>1. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上または古紙パルプ配合率70%以上</p> <p>*エコマーク認定品 (No. 112) は、グリーン購入法に適合しています。</p> <p>2. スリムタイプまたはスピンドルタイプ</p> <p>3. バイオマスプラスチックの使用</p>																																	

⑥ 自動車等

⑥-1 乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ

品目	判断基準	対応する基本方針の表
乗用車	<ul style="list-style-type: none"> ・電動車等であること ・ハイブリッド自動車は 2030 年度燃費基準値 80%達成レベル以上であること、かつ、令和 2 (2020) 年度燃費基準値以上であること ・カーエアコン冷媒の地球温暖化係数は 150 以下であること(令和 8 年度まで経過措置適用) 	ハイブリッド自動車は表 1 (排ガス基準) および表 2 (燃費基準)
小型バス	次世代自動車または一定の燃費性能を満たす車両 (2015 年度燃費基準達成)	表 1 (排ガス基準) 表 3 (燃費基準)
小型貨物車	次世代自動車または一定の燃費性能を満たす車両 (2022 年度燃費基準 90%達成)	表 1 (排ガス基準) 表 4-1 (ガソリン、軽油燃費基準) 表 4-2 (L P G)
バス等	次世代自動車または一定の燃費性能を満たす車両 (2025 年度燃費基準 95%達成)	表 5 (燃費基準)
トラック等		表 6 (燃費基準)
トラクタ		表 7 (燃費基準)

※1 表 1 は基本方針のガソリン (ハイブリッド自動車を含む) または LP ガスを燃料とする自動車の車種別の排出ガス基準、表 2～表 7 は車種別・燃料種別の燃費基準

※2 排出ガスおよび燃費に係る測定モードは基本方針の表 1～表 4-1 が JC08 モードまたは WLTC モード、表 4-2 が 10・15 モード、表 5～表 7 が JH25 モード (重量車モード)

表 1 ガソリン自動車または LP ガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1. 15g/km以下	0. 013g/km以下	0. 013g/km以下
	WLTCモード	1. 15g/km以下	0. 05g/km以下	0. 025g/km以下
小型バス (1. 7t 以下) 軽量貨物車	JC08モード	1. 15g/km以下	0. 025g/km以下	0. 025g/km以下
	WLTCモード	1. 15g/km以下	0. 05g/km以下	0. 025g/km以下
小型バス (1. 7t 超) 中量貨物車	JC08モード	2. 55g/km以下	0. 025g/km以下	0. 035g/km以下
	WLTCモード	2. 55g/km以下	0. 075g/km以下	0. 035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4. 02g/km以下	0. 025g/km以下	0. 025g/km以下
	WLTCモード	4. 02g/km以下	0. 05g/km以下	0. 025g/km以下

備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量 1. 7t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量 1. 7t 超 3. 5t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

5 排出ガスの測定モードに即し JC08 モード又は WLTC モードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車およびLPガス乗用車に係る JC08 モードまたは WLTC モード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

表3 小型バス（車両総重量 3.5t 以下）に係る JC08 モードまたは WLTC モード燃費基準

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4-1 ガソリンおよびディーゼル小型貨物車に係るJC08モードまたはWLTCモード燃費基準

区分			燃費基準値	
変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	ガソリン	ディーゼル
	741kg未満	構造A	25.3km/L以上	27.8km/L以上
	741kg以上 856kg未満		22.5km/L以上	24.8km/L以上
	856kg以上 971kg未満		20.4km/L以上	22.5km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		18.7km/L以上	20.6km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		16.7km/L以上	18.3km/L以上
	1,196kg以上		15.2km/L以上	16.7km/L以上
手動式	741kg未満	構造B	18.9km/L以上	20.8km/L以上
	741kg以上 856kg未満		18.4km/L以上	20.2km/L以上
	856kg以上 971kg未満		17.9km/L以上	19.7km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		17.5km/L以上	19.2km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		15.0km/L以上	16.5km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.6km/L以上	14.9km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		12.5km/L以上	13.8km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.6km/L以上	12.8km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.9km/L以上	11.8km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.4km/L以上	15.1km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		9.9km/L以上	14.3km/L以上
	1,871kg以上1,991kg未満			13.7km/L以上
	1,991kg以上			13.1km/L以上
手動式以外のもの	741kg未満	構造B	18.4km/L以上	20.2km/L以上
	741kg以上 856kg未満		17.8km/L以上	19.6km/L以上
	856kg以上 971kg未満		17.3km/L以上	19.0km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		16.8km/L以上	18.5km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		14.7km/L以上	16.1km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.2km/L以上	14.6km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		12.2km/L以上	13.4km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.3km/L以上	12.4km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.5km/L以上	11.6km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.0km/L以上	12.6km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		9.5km/L以上	12.3km/L以上
	1,871kg以上1,991kg未満		9.2km/L以上	12.2km/L以上
	1,991kg以上2,101kg未満			12.0km/L以上
	2,101kg以上			11.7km/L以上

備 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

- 考) ア 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

表 4-2 LP ガス小型貨物車に係る 10・15 モード燃費基準

区 分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上	
			構造B	13.3km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上	
			構造B	13.1km/L以上	
		828kg以上			12.1km/L以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
	構造B			12.7km/L以上	
	703kg以上 828kg未満		構造A	12.9km/L以上	
			構造B	12.1km/L以上	
	828kg以上			11.7km/L以上	
軽量貨物車	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上	
		1,016kg以上		12.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上	
		1,016kg以上		10.8km/L以上	
中量貨物車(車両総重量が2.5t以下のものに限る)	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上	
			構造B	9.6km/L以上	
		1,266kg以上1,516kg未満			8.4km/L以上
	1,516kg以上			7.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上	
			構造B	8.8km/L以上	
1,266kg以上			8.1km/L以上		

表 5 路線バス、一般バス（車両総重量 3.5t 超）に係る JH25 モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.79km/L以上	9.06km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		7.34km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	5.99km/L以上	6.05km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	5.51km/L以上	5.76km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.01km/L以上	5.03km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.29km/L以上	5.02km/L以上
車両総重量が 16t超		4.88km/L以上

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2 「一般バス」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表6 トラック等（車両総重量 3.5t 超）に係る JH25 モード燃費基準

区 分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	12.78km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	11.33km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	10.06km/L以上
	最大積載量が3t超	9.41km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.97km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		7.09km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		7.07km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		6.10km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		5.60km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.64km/L以上
車両総重量が 20t超		4.20km/L以上

表7 トラクタ（車両総重量 3.5t 超のけん引自動車）に係る JH25 モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	2.95km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.20km/L以上

⑥-2 乗用車用タイヤ

参考となる環境ラベル等:低燃費タイヤ統一マーク



*低燃費タイヤ統一マークは、AAA、AA、Aの製品に貼付されており、AAA、AAはグリーン購入法の基準値1を、Aは基準値2を満たしています。

品目および判断基準

1. 転がり抵抗係数 9.0 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること。
2. スパイクタイヤでないこと。

⑥-3 2サイクルエンジン油

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.110)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

品目および判断基準

1. 生分解度が 28 日以内で 60%以上であること
2. 魚類による急性毒性試験の 96 時間 LC50 値が 100mg/L 以上であること

⑦ 制服・作業着 服等

参考となる環境ラベル等:		
<p>エコマーク</p> 	<p>エコ・ユニフォーム マーク</p> 	<p>PET ボトルリサイクル 推奨マーク</p> 
<p>*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(条件あり)。</p>	<p>*エコ・ユニフォームマーク貼付品は、グリーン購入法に適合していません。</p>	<p>*上記マーク品は、再生 PET 配合率 25%以上の判断の基準を満たしています。</p>

品目	判断基準
<p>制服 作業服</p>	<p>次のいずれかを満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上（裏生地を除く） ※ポリエステルが裏生地を除く繊維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 3. 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 5. 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 6. エコマーク認定基準を満たすことまたは同等のものであること
<p>帽子</p>	<p>次のいずれかを満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが繊維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 3. 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 5. 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有

靴	次のいずれかを満たすこと 1. 再生 PET 樹脂配合率が甲材繊維重量比 25%以上 ※甲部のポリエステルが繊維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、甲材のポリエステル繊維重量比 50%以上 2. 故繊維から得られるポリエステル繊維が甲材繊維重量比 10%以上 3. 植物を原料とする合成繊維が甲材繊維重量比 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上
---	--

5 実施時期

この手順は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から実施する。